

(別添)

令和7年度岩手県介護従事者確保事業費補助金（追加募集分）事前協議書の作成について

1 事前協議の対象となる事業区分について

下記9の表に記載した各事業区分となります。

2 提出書類

- (1) 所要額調書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 必要に応じて、事業計画内容等の参考となる資料(任意様式)
- (4) 事業主体における組織に関する規程（定款等）及び会計処理に関する規程（会計規程等）

※事業主体が団体の場合のみ御提出ください。（市町村は提出不要です。）

3 提出方法

下記送付先あて、電子メールにて提出願います。

（なお、様式1はエクセル形式、様式2はワード形式のまま提出してください。）

【送付先】 kaigo-jinzai@pref.iwate.jp 又は kaigo-jinzai@pref.iwate.lg.jp

【標 題】 令和7年度岩手県介護従事者確保事業費補助金（追加募集分）に係る協議書の提出

4 提出期限

令和7年10月3日（金）必着

5 補助金交付要綱、様式1及び様式2について

- ・ 協議資料の作成に当たっては、「岩手県介護従事者確保事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」及び「岩手県補助金交付規則」の内容を確認してください。
- ・ 補助金交付要綱、様式1及び様式2は、岩手県ホームページからダウンロードして御活用ください。

「岩手県ホームページ トップページ」  
→「くらし・環境」  
→「福祉」  
→「介護人材」  
→「令和7年度岩手県介護従事者確保事業費補助金（追加募集分）の事前協議について」

6 （様式1）所要額調書の作成について

- ・ 補助対象事業費及び補助金所要額は、（様式2）事業計画書に記載の補助対象事業費及び補助金額と一致するよう記載してください。

7 (様式2) 事業計画書の作成について

- ・ 補助対象事業費及び補助金所要額は、下記9を参照の上積算してください。
- ・ 「4 事業効果」は、数値指標を用いるなど、可能な限り定量的かつ具体的に記載してください。
- ・ 「5 事業実施スケジュール」の記載に当たっては、交付決定予定日以後に着手する計画としてください。(交付決定前に着手した事業は、補助対象外となりますので御注意ください。)
- ・ 必要に応じて、説明の参考となる資料の添付も可能です。添付する場合は、内容を厳選の上、必要最小限の分量(2枚程度)としてください。

8 留意事項等

- ・ 令和7年10月中旬以降に採否を決定し、内示の通知を送付します。協議書を審査の上、令和7年度当初予算の範囲内で補助することとなるため、採択に至らない場合もありますので御了承ください。
- ・ 採択された補助対象事業は、原則、交付決定日以後に着手してください。  
やむを得ず交付決定前に着手する必要がある場合は、事前に当課あて相談の上、交付要綱第5に基づき「岩手県介護従事者確保事業費補助金交付決定前事前着手協議書(様式第9号)」を提出してください。なお、補助金交付決定前事前着手協議書の提出受付は、内示通知日以降からの開始となります。また、事業着手可能日は、県が交付決定前事前着手を承認した日以後となることに御注意ください。
- ・ 他の補助金等で措置されているものは、補助の対象外となります。
- ・ 不明な点は、下記10に記載の担当あて御問合せください。(御問合せはメールとしてくださいますよう、御協力をお願いします。)

9 補助対象事業、補助対象経費及び補助率

事業区分	補助基準額	補助対象経費	補助率
介護の仕事理解促進事業(魅力発信)	知事が必要と認めた額(ただし、事業効果が全県に及ぶものは3,000千円を上限とする。)	学校の生徒や地域住民等を対象として講座、イベント、普及啓発活動その他の介護の仕事への理解を深める事業(次欄に掲げる事業を除く。)を実施する場合に要する経費で次に掲げるもの。 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 委託料 (6) 使用料及び賃借料	事業効果が全県に及ぶもの 10/10  その他 1/2

介護の仕事理解促進事業（職場体験）	知事が必要と認めた額	学校の生徒や地域住民等を対象として介護現場における職場体験を実施する場合に要する経費で次に掲げるもの。 （１）報償費 （２）旅費 （３）需用費 （４）役務費 （５）委託料 （６）使用料及び賃借料	1/2
新人介護職員指導者支援事業	知事が必要と認めた額	介護施設・事業所で働く管理者、中堅職員等を対象に、新人職員を支える組織体制の理解醸成及びその手段となる技術の習得等を目的とした研修を実施する場合に要する経費で次に掲げるもの。 （１）報償費 （２）旅費 （３）需用費 （４）役務費 （５）委託料 （６）使用料及び賃借料	事業効果が全県に及ぶもの 10/10  その他 1/2
若手介護職員交流推進事業	知事が必要と認めた額	介護職員（採用年数概ね3年未満）の早期の離職防止及び定着促進を目的として、所属を越えた職員同士のネットワークを構築するとともに、相互の資質や意欲の向上を図るための合同入職式や研修等を実施する場合に要する経費で次に掲げるもの （１）報償費 （２）旅費 （３）需用費 （４）役務費 （５）委託料 （６）使用料及び賃借料	事業効果が全県に及ぶもの 10/10  その他 1/2
介護未経験者に対する研修支援事業	知事が必要と認めた額	介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、介護職員としての基本的な知識・技術を習得するための研修や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費で次に掲げるもの（岩手県介護職員初任者研修受講支援事業費補助金の対象者及び他制度において支援を受けている者は除く。）。 （１）報償費 （２）旅費 （３）需用費 （４）役務費 （５）委託料 （６）使用料及び賃借料 （７）補助金	1/2

中山間地域等における介護人材確保支援事業	知事が必要と認めたと額（ただし、1人当たり200千円を上限とする。）	人口減少や高齢化が急速に進んでいる中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援するため、市町村が実施する県外からの就職を促進（赴任旅費、引越等に係る費用（家賃等は除く。）の助成）するために要する経費で次に掲げるもの。 (1) 補助金	1/2
----------------------	------------------------------------	---	-----

(参考)

費目別の支出内容例

報償費：研修会等の講師謝金、表彰に係る記念品等

旅費：交通費、宿泊費等

需用費：消耗品費、燃料費、印刷製本費等

役務費：通信運搬費、広告料、サービス手数料等

委託料：一定の業務を委託する場合に要する経費

使用料及び賃借料：会議室使用料、機械、器具等の借上料、高速道路通行料等

補助金：介護福祉士実務者研修受講経費に係る補助金、転入者が負担した引越費用に対する補助金等（※実費負担分に限りません）

#### 10 提出・問い合わせ先

岩手県保健福祉部長寿社会課介護人材確保担当

〒020-8570 盛岡市内丸10-1

TEL：019-629-5444 FAX：019-629-5439

E-mail：kaigo-jinzai@pref.iwate.jp 又は kaigo-jinzai@pref.iwate.lg.jp

※御問合せはメールにて送付くださいますようお願いいたします。